

鳥取県老人福祉計画及び鳥取県介護保険事業支援計画（案） ～鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン～ 第8期（令和3～5年）【概要版】

令和3年2月8日／鳥取県長寿社会課

1 計画の策定に関する基本事項（本文第1章）

■ 計画の趣旨

本県における今後の高齢者の保健福祉分野に関する取組や政策の方針を明らかにする総合的・基本的な計画として作成するもの

■ 計画の法的位置付け

介護保険法に基づく「介護保険事業支援計画」と、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」を一体的に策定し、「鳥取県高齢者の元気と福祉のプラン」として取組や政策等の実施方針を策定

■ 計画の性格

団塊の世代がすべて75歳以上となる令和7年と団塊の世代の多くが介護サービスを利用するであろう令和22年を見据えて、地域社会全体で高齢者を支え、いつまでも暮らし続けられる地域をつくるための取組や政策の方針等を策定するもの

■ 計画期間

令和3～5年度（3年間）

2 第8期計画における基本目標と重点課題（本文第2章）

■ 基本目標

“住み慣れた地域で、高齢者一人一人が
自分らしく暮らし続けられる地域づくり”

■ 重点課題

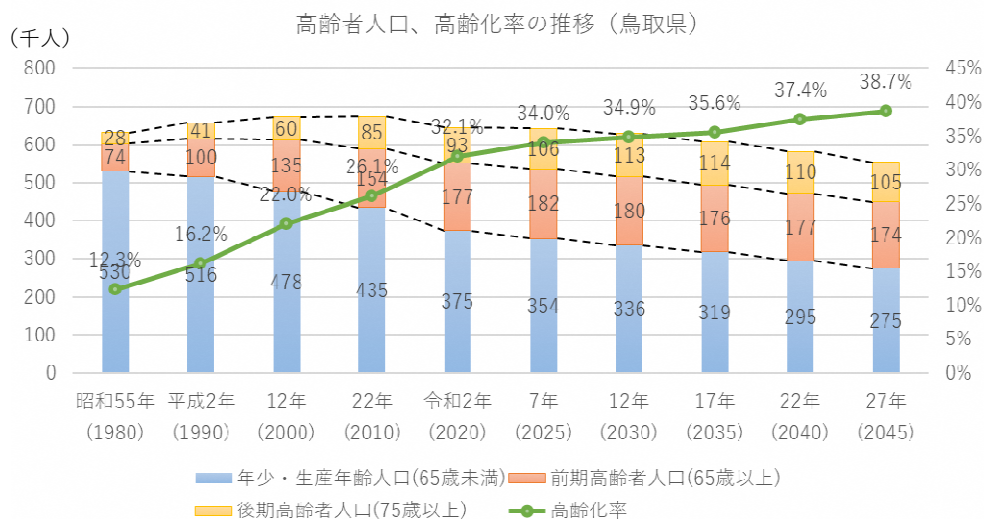
- 1 高齢者の在宅生活支援体制の確立
- 2 高齢者が活躍できる場づくり
- 3 高齢者の尊厳及び安全の確保
- 4 認知症施策の推進
- 5 必要な介護サービスの確保
- 6 介護人材の確保、定着及び資質の向上
- 7 新型コロナウイルス感染症、自然災害等への備え

3 高齢者と高齢者介護を巡る状況 (本文第3章)

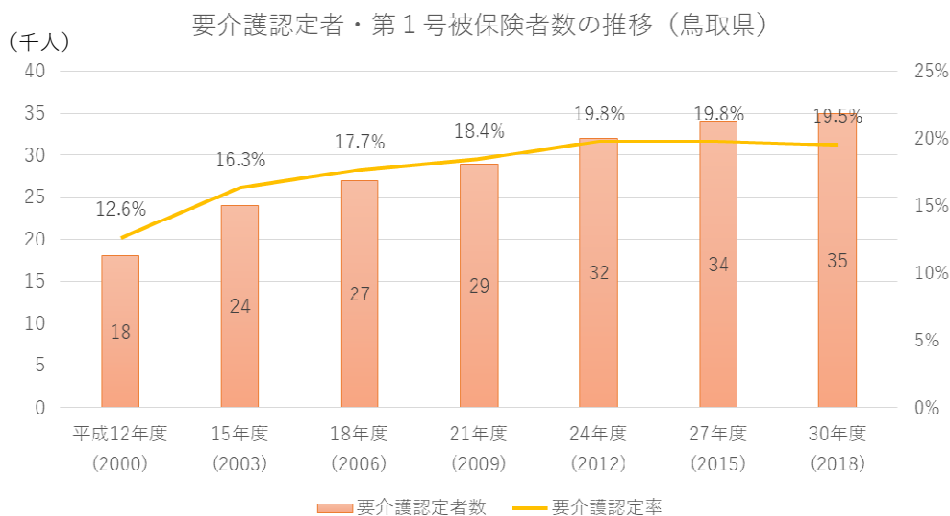
■ 高齢者人口、高齢化率

○令和2年の65歳以上の高齢者人口は約17.7万人、総人口に占める割合は約32%。

○今後も高齢者人口は増加が進み、令和7年には約18.7万人、割合は約34%となる見込み。



■ 要介護認定者・第1号被保険者数



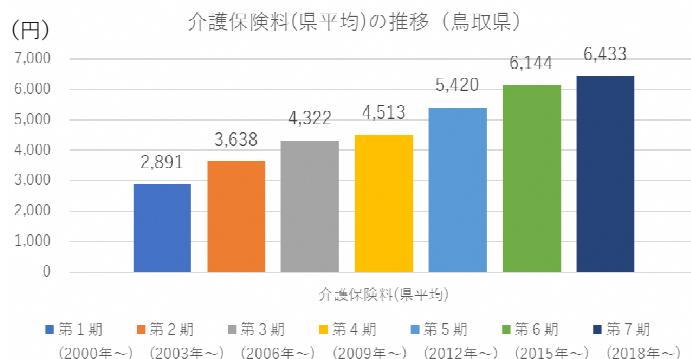
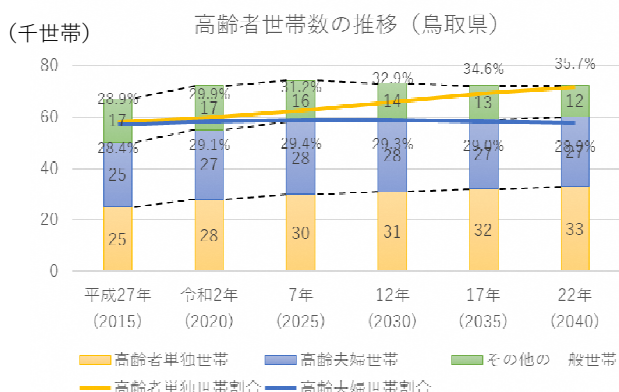
○高齢者人口の増加や介護保険制度の浸透に伴い、要介護(要支援)認定者数は増加傾向にある。

○平成30年度時点では、第1号被保険者の約5人に1人が要介護(要支援)認定を受けている。

■ 要高齢者世帯数、介護保険料

○令和2年は、全世帯約21.5万世帯のうち、約2.8万世帯が高齢者単独世帯、約2.7万世帯が高齢者夫婦世帯。

○介護保険費用総額の増加に伴い、介護保険料も増加しており、第7期の介護保険料(6,433円)は第1期(2,891円)の約2.2倍。



4 具体施策の推進（本文第4章）

1 高齢者の在宅生活支援体制の確立

第6期、第7期計画で整備された地域包括ケアを推進する体制を活用しながら多職種専門職の連携、医療との連携等を通じて、地域包括ケアシステムの深化・推進を目指す。

① 地域包括ケアシステム

② 地域包括支援センターの機能強化と地域ケア会議の推進

③ 地域における多職種専門職の連携

④ 在宅医療と介護の連携

⑤ ICTを活用した医療と介護の情報連携

⑥ 地域での支えあい活動

⑦ 高齢者の実態とニーズの把握

⑧ 「自宅で最期まで」を支える仕組みの構築

2 高齢者が活躍できる場づくり

要介護状態に繋がるフレイル等を予防するなど、介護予防・健康づくりを推進するとともに、趣味や資格を活用したボランティア活動や生涯スポーツ、生きがい就労を促進するなど、高齢者が活躍できる環境づくりに取り組む。

- ・新たな通いの場の立上げを支援するため、介護予防アドバイザー等を派遣
- ・地域の支え合い活動の創出等を支援するため、地域密着アドバイザーを配置

① 健康づくりの推進

② 高齢者の生きがいづくり

③ 介護予防

④ 介護予防・日常生活支援総合事業

⑤ 生活支援コーディネーターの養成と質の向上

3 高齢者の尊厳及び安全の確保

高齢者虐待防止のため、市町村、地域包括支援センター等と共に、早期発見、養護者等への適切な支援に取り組む。また、成年後見支援センターの取組への支援を通じて、成年後見制度の利用を推進する。

① 相談体制の充実

② 権利擁護・成年後見制度の普及

③ 本人意思の尊重

④ 高齢者虐待の防止

⑤ 低所得高齢者対策

⑥ 介護サービス情報の公表と第三者評価

⑦ 介護家族の支援、仕事と介護の両立

4 具体施策の推進 (本文第4章)

4 認知症施策の推進

容態に応じて適切な医療・介護・生活支援等を受けられるよう、様々な地域資源が連携したネットワークを構築し、認知症になっても安心して暮らせるまちの実現を目指す。

- ・認知症になっても安心して暮らせる共生社会に向けた条例の策定を検討するとともに、地域で支え合うことによる見守りを強化
- ・「とっとり方式認知症予防プログラム」を全県展開し、認知症の早期対応・進行予防を推進

① 認知症の本人の意思の尊重

③ 認知症の気づきから切れ目のないサポート体制づくり

② 安心して暮らせる共生の地域づくり

④ 認知症の人を介護する家族への支援

5 必要な介護サービスの確保

介護サービスの充実・確保を図るため、保険者と連携しながら、必要な施設整備を推進していく。また、制度の公平性を担保するため、介護給付の適正化にも取り組んでいく。

① 持続可能な制度の構築

⑤ 施設・居住系サービス

② 必要利用定員総数

⑥ 地域密着型サービス

③ 居宅サービス

⑦ 高齢者の住まい

④ (介護予防支援)居宅介護支援

⑧ 介護給付の適正化等

6 介護人材の確保、定着及び資質の向上

介護人材を確保するため、介護職員の養成、希望者への就職支援を図るとともに、職場環境の改善等を通じた人材育成、職場定着支援等に取り組んでいく。

- ・介護未経験者の介護分野への参入促進を図るため、研修や就労支援等を強化

① 福祉人材を巡る現状

③ 福祉人材の確保及び定着

② 介護職員の確保に関する数値目標

④ ケアの質の向上(スキルアップの取組)

7 新型コロナウイルス感染症、自然災害等への備え

コロナ禍における安全な事業所づくりを目指して、介護サービスの提供体制を確保するため、感染予防対策の徹底、介護サービス継続のための支援等の各種施策を実施していく。

- ・感染予防・感染拡大防止ガイドラインの周知のほか、専門家による現地指導、ハード面の支援等を通じて事業所の感染予防対策を徹底
- ・陽性者が確認された場合には、応援職員の派遣等の相互支援、かかり増し経費への支援により、サービス継続を支援

① 新型コロナウイルス対応

② 自然災害対応